

序章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国においては、平成12年度から展開してきた「健康日本21」が平成24年で終了となり、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が改正されました。

国は、「健康日本21」の最終評価をふまえ、平成25年度から平成34年度までの「健康日本21(第2次)」の改正のポイントは、「健康寿命※1の延伸」と「健康格差※2の縮小」としています。

まず、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、「健康寿命の延伸」を実現する。また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、「健康格差の縮小」を実現する。さらには、疾病全体に生活習慣病の占める割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費※3に占める割合が3割となる中で、引き続き、生活習慣病の「一次予防」に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの「重症化予防」を重視した取り組みを推進するとしました。

計画の評価に関しては、意識の変容を図るのではなく、科学的根拠に基づいた実態把握が可能な具体的目標の設定をし、自治体等関係機関が自ら進行管理できるものとしました。

この基本的な方向に基づき、鳥栖市では、妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージにおいて、心身機能の維持向上や生活習慣病の予防などの健康的な生活習慣づくりの実現のために、「第3期うららトス21プラン」を策定しました。

また、今まで別に策定していた「鳥栖市食育推進計画」とは健康的な食生活の実践という同じ方向を目指していることと、健康と食育を総合的かつ計画的に進める必要があることから、今回、2つの計画を1つにまとめることとしました。

さらに、この第3期計画は、妊娠期（胎児期）から高齢期までの全ての市民の健康づくりを進めるため、母子保健を進める「健やか親子21（第2次）」も踏まえて計画に活かしていきます。

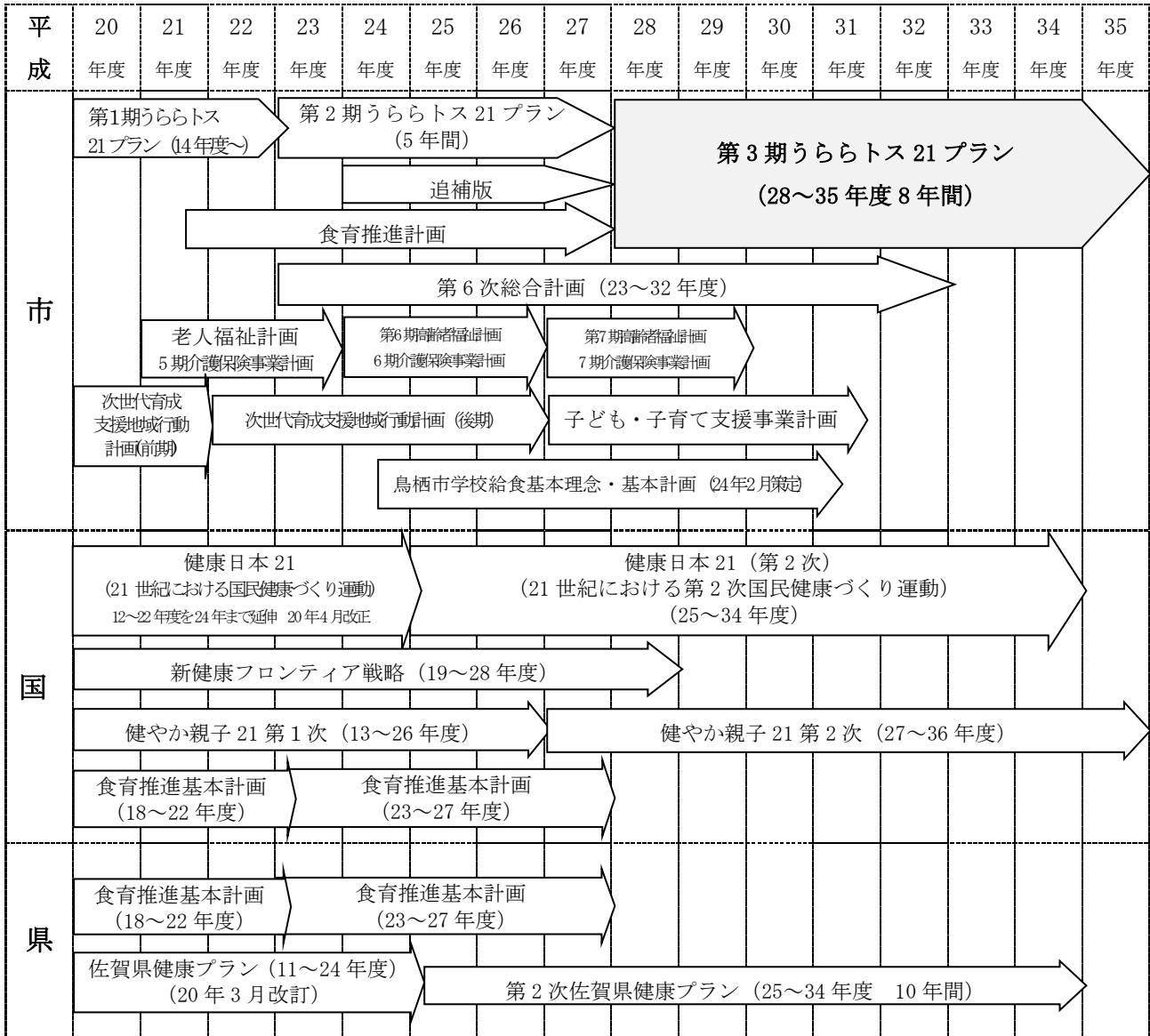
※1 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

※2 地域や社会経済の違いによる集団間の健康状態の差

※3 当該年度内の医療機関等における「保険診療の対象となり得る傷病の医療」に要した費用

第2節 計画の位置づけ

第3期うららトス21プラン（第3期鳥栖市健康増進計画）は食育推進計画を含めて総合的に推進していく計画で、第6次鳥栖市総合計画を基本に、国、県の計画、市の各種計画と連携を図りながら推進していきます。



第3節 計画の期間

「第3期うららトス21プラン」の計画期間は、健康日本21（第2次）の最終評価後に次期方針が出される平成35年度までの8年間とし、評価は毎年実施します。

また、国が中間評価において目標設定等の見直しを行った場合は、国に合わせて見直しをします。

第4節 計画の対象

この計画は、妊娠期（胎児期）から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全市民を対象とします。